② 会社更生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年５月20日において次の要件を満たすものとする。

① 特定建設工事共同企業体の構成員は、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した鋼橋上部工事で、下記の㋐から㋔の要件を満たす工事において製作及び架設した工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

なお、共同企業体にあっては、構成員の全てがこの施工実績を有すること。

㋐ 道路橋（Ａ活荷重・Ｂ活荷重又はＴＬ－20以上）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）上部工事であること。

㋑ 橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒ 最大支間長が65m以上であること。

㋓ 架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

㋔ 上記㋐から㋓は、同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の北陸地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道404号信濃川橋梁上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 22 年４月 15 日

独立行政法人科学技術振興機構

分任契約担当者　経理部長　菅谷　行宏

◎調達機関番号　566　◎所在地番号　11

○第 22―1003 号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　24

⑵ 購入等物品及び数量　中部シンクロトロン光利用施設ビームライン　一式

2　意見の提供方法

⑴ 意見の提出期限　平成22年４月26日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒102―0076 東京都千代田区五番町５－１　ＪＳ市ヶ谷ビル４階　独立行政法人科学技術振興機構　イノベーション推進本部　産学官イノベーション創出拠点推進部　契約・管理担当　松永　光雄　電話03―3238―7682　ＦＡＸ03―3238―5373

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　平成22年４月15日から平成22年４月26日まで。

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4　その他　本公示に示した物品は、通常の仕様書案についての意見招請手続をとった場合、納入期間を十分に確保することが困難になるため、入札公告までの期間及び意見の提出期間を短縮した。

5　Summary

⑴ Classification of the products to be procured : 24

⑵ Nature and quantity of the products to be purchased : Beamlines for the Central Japan Synchrotron Radiation Research Center 1 set

⑶ Time limit for the submission of comments : 17 : 00　26, April, 2010

⑷ Contact point for the notice : Mitsuo Matsunaga, Department of Regional Innovation Activities, Innovation Headquarters, Japan Science and Technology Agency, JS Ichigaya Bldg., 5―1 Gobancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―0076 Japan TEL 03―3238―7682

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 22 年４月 15 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長　梶山　千里

◎調達機関番号　591　◎所在地番号　14

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 借入物品及び数量　奨学金業務システムのハードウェア・ソフトウェア　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成22年５月６日17時00分（郵送の場合は必着のこと）

⑵ 提出先　〒162―8412 東京都新宿区市谷本村町10―７　独立行政法人日本学生支援機構　市谷事務所　財務部経理課契約係　田河　洋子　電話03―6743―6022